平成２２年（フ）第５９０号
青森市沖館４丁目15番44号
債務者　秋庭　　均
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０６号
青森市本泉１丁目２番34号
債務者　木村　聡子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
栃木県小山市大字出井324番地１
債務者　藤枝　哲男
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２０６号
栃木県小山市城東６―36―12　Ｚパレス701号室、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区江ケ崎町19番28号　メゾン永井２Ｆ８号室
債務者　藤川　　哉
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第７７号
東京都杉並区久我山５丁目６―16―205
債務者　安川　里沙
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３６号
静岡市駿河区西島297番地の１
債務者　鈴木　公久
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２０号
静岡市駿河区下川原２丁目１番２－１号
債務者　栗田　映子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３３号
静岡市駿河区小鹿474番地の３　マンションハセガワ211号、旧住所静岡県牧之原市福岡220番地１
債務者　杉山津紀子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２号
島根県益田市匹見町紙祖イ327番地
債務者　渡邉　次男
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１４２７９号
東京都足立区中川３丁目17―11、開始決定時の住所東京都足立区中川３丁目18―３
破産者　石井　　肇
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３１３号
東京都足立区本木２丁目13―３
破産者　井坂　直枝
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５９０号
東京都北区王子４丁目22―18―205
破産者　柏木　貴志
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５９１号
東京都北区王子４丁目22―18―205
破産者　柏木　昌子（旧姓秋久・船田）
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７３３号
神奈川県横浜市青葉区藤が丘１丁目28―５―201
破産者　山本　元気
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８７１号
埼玉県春日部市南中曽根623―６
破産者　佐藤　曜一
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８７２号
埼玉県さいたま市岩槻区加倉２丁目18―１―504
破産者　黒田　勝弘
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９５５号
東京都日野市新町１丁目13　日野新町一丁目アパート５―401
破産者　横山　恵子
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部